

岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、会員相互の教養文化を深め、住民福祉の増進に寄与するために各種事業を行う団体（以下「社会福祉関係団体」という。）に対し、その経費の全部 又は一部を予算の範囲内において交付する岩倉市社会福祉関係団体助成（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象等)

第2条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）、補助対象事業、補助対象経費及び補助限度額は、別表のとおりとする。

(補助金交付の申請)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、社会福祉関係団体助成補助金交付申請書（様式第1）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉関係団体補助金に係る事業計画書（様式第2）
- (2) 歳入歳出予算書（様式第3）
- (3) その他補助金の交付に関し、市長が必要と認めた書類

(補助金交付の決定)

第4条 市長は、前条の申請を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付を決定するものとする。

- 2 市長は、補助金の交付を決定したときは、速やかにその決定の内容及びこれに条件を付した場合にはその条件を、補助事業者对社会福祉関係団体助成補助金交付決定通知書（様式第4）により通知しなければならない。

(申請の取下げ)

第5条 補助金の交付申請者は、前条の規定による通知を受けた場合において、当該通知にかかる補助金交付の決定内容、又は、これに付された条件に不服があるときは、別に市長が定める期日までに補助金交付の申請を取下げることができる。

- 2 前条の規定による申請の取下げのあった場合は、当該交付申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

(補助事業の完了期限)

第6条 当該決定に係る補助事業は当該年度の4月1日より、翌年の3月31日までに完了しなければならない。

ただし、補助事業が期限内に完了しないことが判明した場合は、速やかに市長に報告し、指示を受けなければならない。

(事業変更等の承認)

第7条 当該決定に係る補助事業の内容を変更しようとする場合は、市長の承認を受けなければならない。ただし、軽微な事項の変更についてはこの限りではない。

(実績報告書)

第8条 補助事業者が、当該事業を完了した場合は、完了後20日以内にその成果を記載した社会福祉関係団体助成補助金実績報告書(様式第5)に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 社会福祉関係団体補助金に係る事業報告書(様式第6)
- (2) 収支決算書(様式第7)

(補助額の確定)

第9条 市長は、前条の報告を受けたときは、補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、社会福祉関係団体助成補助金確定通知書(様式第8)により通知するものとする。

(補助金の交付)

第10条 補助金は、額の確定後補助事業者の請求に基づき交付するものとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、補助金の全部又は一部を概算払により事業完了前に交付することができる。

(交付決定の取消し又は補助金の返還)

第11条 市長は、補助事業者が、次の各号にかかげる事項の1に該当する行為を行った場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は、すでに交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることがある。

- (1) この要綱及び補助金の交付決定に付した条件又は市長の処分に違反したとき。
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき。
- (3) 補助事業の内容を市長の承認を受けずに変更、若しくは中止、又は

廃止したとき。

(諸帳簿の整理)

第12条 補助事業者は、補助事業にかかる経理を明らかにする証拠書類を整理して、5年間保有しなければならない。

(報告等)

第13条 市長は、補助事業者に対し、事業遂行に関し必要な指導を行い、報告を求めることができる。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるほか、必要な事項については、市長がその都度定めるものとする。

附 則

この要綱は、昭和50年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、昭和60年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

補助事業者	補助対象事業	補助限度額
岩倉市保護司会	当該団体の健全な育成と発展を図るために行う事業及び社会福祉の増進を図るために行う事業	当該年度の予算で定める額の範囲
岩倉市遺族連合会		
岩倉市更生保護女性会		
岩倉市障害者連絡協議会		
岩倉市身体障がい者福祉協会		
岩倉市肢体不自由児父母の会		
愛知県原水爆被災者の会 岩倉支部		
岩倉市民生委員児童委員協議会		

様式第1（第3条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

団体名
代表者名

年度社会福祉関係団体助成補助金交付申請書

岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱に基づき、下記金額を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

総事業費	金	円
補助金申請額	金	円

添付書類

- 1 事業計画書
- 2 収支予算書

様式第3 (第3条関係)

収 支 予 算 書

収 入 (単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
会 費		
補 助 金		
そ の 他		
計		

支 出 (単位:円)

項 目	金 額	積 算 の 基 礎
1. 報 償 費		
2. 旅 費		
3. 需 用 費		
(消 耗 費)	()	
(印 刷 費)	()	
(食 糧 費)	()	
(光 熱 水 費)	()	
(燃 料 費)	()	
4. 役 務 費		
5. 備 品 購 入 費		
6. 使 用 料 賃 借 料		
7. そ の 他		
小 計		
8. 対 象 外 経 費		
合 計		

様式第 4 (第 4 条関係)

発第 号
年 月 日

岩倉市

殿

岩倉市長

印

年度社会福祉関係団体助成補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった社会福祉関係団体助成補助金については、岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱に基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付額 金 円也
- 2 補助条件

3 留意事項

岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱第 10 条に基づく概算
払の交付を受ける場合は、 月 日までに請求書を提出すること。

様式第5（第8条関係）

年 月 日

岩倉市長

殿

団体名

代表者名

年度社会福祉関係団体助成補助金実績報告書

岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付要綱の規定に基づき下記のとおり関係書類を添えて実績報告書を提出します。

記

添付書類

- 1 事業実績報告書
- 2 収支決算書

様式第7（第8条関係）

収 支 決 算 書

収 入

（単位：円）

項 目	金 額	内訳・内容
会 費		
補 助 金		
そ の 他		
計		

支 出

（単位：円）

項 目	金 額	内訳・内容
1. 報 償 費		
2. 旅 費		
3. 需 用 費		
（ 消 耗 費 ）	（ ）	
（ 印 刷 費 ）	（ ）	
（ 食 糧 費 ）	（ ）	
（ 光 熱 水 費 ）	（ ）	
（ 燃 料 費 ）	（ ）	
4. 役 務 費		
5. 備 品 購 入 費		
6. 使 用 料 賃 借 料		
7. そ の 他		
小 計		
8. 対 象 外 経 費		
合 計		

様式第 8 (第 9 条関係)

発第 号
年 月 日

岩倉市

殿

岩倉市長

印

年度社会福祉関係団体助成補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました社会福祉
関係団体助成補助金については、岩倉市社会福祉関係団体助成補助金交付
要綱に基づき下記のとおり確定します。

記

1 助成補助金交付確定額 金 円也

参考様式（第10条関係）

請 求 書

金 _____ 円

但し、 _____ 年度社会福祉関係団体（確定後・概算払）助成補助金

_____ 年 _____ 月 _____ 日

団 体 名

代 表 者 名

岩倉市長

殿